

## 柳井市建設工事総合評価競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、柳井市が発注する建設工事に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関する事務取扱いについて、法令及び他の要綱、要領に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2又は第167条の13の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

### (適用対象工事)

第3条 総合評価方式により入札を実施する工事は、柳井市建設工事等指名審査会（以下「指名審査会」という。）において選定する。

### (総合評価方式の決定)

第4条 総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の規模や、工事内容、技術的な工夫の余地等の技術的難易度に応じて、次の総合評価方式の形式（以下「形式」という。）の中から適用する形式を決定する。

#### (1) 特別簡易型

簡易型より、更に簡易な総合評価で、対象とする工事は技術的な工夫が小さく、小規模又は維持的な工事を対象とし、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格により総合的に評価する。

#### (2) 簡易型

技術的工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するために、施工上の具体的課題に対して作成された簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格により総合的に評価する。

### (学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 市長は、総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者からなる山口県土木建築部建設工事総合評価審査委員会の意見を聴かなければならない。

### (入札参加者への周知)

第6条 市長は、総合評価方式で工事を発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に次の事項を周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式であること。
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容及び提出日等必要事項
- (4) 虚偽資料の提出に対する措置
- (5) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とすること。
- (6) その他必要と認める事項  
(総合評価に係る資料の提出)

第7条 入札参加者は、技術提案資料を入札書と同時に提出するものとする。

2 提出された技術提案資料は返却しない。また、提出された技術提案資料の訂正、差し替えは認めない。

(入札)

第8条 入札執行者は、入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。

- (1) 指名審査会の審査後、落札者を決定する。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。

(落札者決定基準)

第9条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第10条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

評価項目は、施工計画、企業の施工実績等とし、工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて適宜設定するものとする。

(2) 加算点の算定

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとし、評価項目ごとの得点の合計により加算点を算出する。

(評価の方法)

第11条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点（100点）に前条の加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

(落札者決定の方法)

第12条 落札者を決定しようとするときは、指名審査会に諮り、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 低入札価格調査において、不落札とならないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(技術提案資料の審査)

第13条 技術提案資料の審査は、指名審査会において行うものとする。

2 技術提案資料の審査に当たっては、評価項目への対応、施工の確実性等を評価し、併せて記載事項の確認を行うものとする。

(入札結果の公表)

第14条 技術提案資料の評価結果、入札価格及び評価値については公表する。

(施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)

第15条 実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとし、技術提案が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責である場合には、再度の施工を行わせる。ただし、再度の施工が困難な、あるいは合理的でない場合は不誠実な行為として取り扱う。あわせて、工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の加算点に応じた工事成績評定点を減点する。また、技術提案資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合も同様の措置とする。

2 措置の内容については、指名審査会の議を経て決定するものとする。

(技術提案の保護)

第16条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案資料の作成費用)

第17条 入札参加者が技術提案資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。